

商店街エリアの復興を目指した取組を行う

団体および個人を募集します!

《申込期日:平成30年1月4日(木)~1月15日(月)》

平成29年台風第18号により、津久見市全域が甚大な被害を受けました。しかし、各商店は徐々にリスタートしはじめ、頑張っ元姿に戻りつつあります。

そこで、津久見市商店街エリアの復興を後押しするために、元気を取り戻す活動や賑わいの創出につながる活動等、復興まちづくりに寄与する事業を実施していただける団体および個人を募集します。

復興まちづくり推進事業

昭和通り商店街



★補助対象者

市内に居住もしくは勤める方が属する団体および個人

※団体規約等の提出は求めません。個人の集まりでもOKです。

★補助対象事業

津久見市商店街エリアの復興につながる新規のソフト事業を対象とし、事業実施場所は原則として商店街エリアとします。

★補助金額等

補助金額: 1事業あたり上限10万円(10団体)

補助率: 10分の10

実施時期: 補助金交付決定(1月中旬)から
平成30年3月31日まで

★補助対象経費

- ・講師などへの謝礼
 - ・事務用品の購入や広告代
 - ・会場使用料や器具等のレンタル代
- ※スタッフ等の報償費や食糧費等は対象外

★申請書類の提出

事業計画書、収支予算書等の必要書類を申込期日以内に政策企画課まで持ち込みにてご提出ください。詳細については下記ホームページに記載している補助金交付要綱をご覧ください。

各種提出様式はホームページからダウンロードするか、政策企画課までお訪ねください。

<http://www.city.tsukumi.oita.jp/soshiki/10/8855.html>(津久見市ホームページ)

●問い合わせ先 / 〒879-2435 大分県津久見市宮本町20番15号
津久見市役所 政策企画課 ☎0972-82-2655